

## 市町村合併要望書（案）の例

平成15年 月 日

〇〇（市町）長 〇〇 様  
市長会・町村会  
〇〇協議会

〇〇県環境整備事業協同組合  
理事長 〇〇 〇〇

\* 上記の提出者は組合や会社のどちらでも或いは両方で提出しても構わない。

### 「市町村の合併の特例に関する法律」に対する要望書

平素より、当組合に対しまして、ご指導ご鞭撻を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本県におきましても「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「合併特例法」）（昭和40年法律第6号）に基づく広域市町村の合併に向けた取り組みがなされております。

当組合に所属する一般廃棄物収集運搬及びし尿浄化槽清掃業を生業とする組合員は、今日まで一般廃棄物収集運搬の許可及び委託を受け市町村単位で定められた区域の生活環境保全や公衆衛生の向上に全力で寄与して参りました。

この度、市町村合併に伴い新たな市町の誕生によって、一般廃棄物処理について区域の変更等の問題が想定されます。

市町村の一役を少なからず担ってきた自負が我々業者の支えとなり今日まで業務を遂行してまいりましたが、合併により既存業者の生活権が脅かされることのないよう、また、業界・地域に混乱が生じることで一般廃棄物収集運搬業務の停滞や地域住民の混乱等のないよう、お願い申し上げます。

つきましては、我々既存業者の生活権の確保と地域住民に対する生活環境保全に深いご理解を賜りたく下記のとおりご要望申し上げます。

期	合 記
	<p>1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 7 項に基づく一般廃棄物の収集運搬を行うことの出来る区域については従来の区域を踏襲されたいこと。</p> <p>2. 一般廃棄物の収集運搬等に関する諸問題について、協議の場を設置されると共に業界代表者についても参画できる場として頂きたいこと。</p> <p>3. 下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 31 号）に基づく合理化事業計画を早急に策定されたいこと。</p> <p>4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理計画を早急に策定されたいこと。</p> <p>5. 下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 31 号）に基づく合理化事業計画を策定したのものについては、引き続き協定書を継続されたいこと。</p>

新規許可

根 拠 法 令	解 説
<p>廃掃法 (市町村の処理等)</p> <p>第 6 条の 2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第 7 条第 3 項、第 7 条の 3、第 8 条の 2 第 6 項、第 9 条第 2 項、第 9 条の 2 第 2 項、第 9 条の 3 第 11 項、第 13 条の 11 第 1 項、第 15 条の 12、第 15 条の 15 第 1 項、第 16 条の 2 第 2 号、第 23 条の 3 第 2 項及び第 24 条を除き、以下同じ。）しなければならない。</p> <p>(一般廃棄物処理業)</p> <p>第 7 条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可は、1 年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>5 市町村長は、第 1 項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p>	<p>・ 廃掃法第 7 条第 3 項の許可条件は、一般廃棄物処理計画に適合するもの、申請者の能力</p>